令和　　年　　月　　日

教科書共助会

会長　○○○○○　殿

**見舞金申請書**

下記事由により見舞金を申請いたします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 発生年月日 | 令和　　　　　年　　　　　月　　　　　　日 |
| 社名・店名(※1) |  |
| 被害の場所 | 該当するものに○をつけてください１.社屋(店)　　　　２.倉庫　　　　３.代表者自宅 |
| 災害の種類被害の程度(※2) | 該当するものに○をつけてください | 別紙に従い被害の程度をお書きください |
| 風害　　　水害　　　火災雪害　　　雷害　　　震害 |  |
| 備　考 |  |

(※1)取次店の場合は【直番】を併記ください。

(※2)被害の状況がわかる写真、新聞記事等添付してください。

※発生した災害を直接の原因としない被害や経年劣化によるものは対象外です。被害の程度は申請書をもとに教科書共助会で判断します。

社　　名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

【別紙】～見舞金申請書への添付は不要です

申請書「被害の程度」欄　記載について

|  |  |
| --- | --- |
| 災害の種類 | 被害の程度 |
| 風害 | 全壊 | 半壊 | 一部損傷 |
| 水害 | 床上浸水 | 床下浸水 | 一部浸水 |
| 火災 | 全焼 | 半焼 | 部分焼 |
| 雪害 | 全壊 | 半壊 | 一部損傷 |
| 雷害 | 全壊/全焼 | 半壊/半焼 | 一部損傷・部分焼 |
| 震害 | 全壊 | 半壊 | 一部損傷 |

・対象物は建物のみ。工作物（門や塀など）や収容物（建物内の設置物など）は対象外

・発生した災害を直接の原因としない被害や経年劣化によるものは対象外

・全壊/全焼は、建物の傾斜や半焼等であっても建て直しあるいは撤去が必要な場合を含む

その場合は、（例）「火災（全焼）：半焼だが、建て直し予定のために全焼扱い」のように記入すること。

＜参考＞

判断基準は以下の通りとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 全壊 | 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものとする |
| 半壊 | 損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のものとする |
| 一部損傷 | 半壊未満とする |

「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日付け内閣府政策統括官通知）より

・全焼/半焼/部分焼は、上記に準じて判断する

・全壊/半壊/一部損傷・全焼/半焼/部分焼・床上浸水/床下浸水/一部浸水の最終判断は、申請を参考に教科書共助会が行う